第4章 韓国

. 調査編

韓国¹²¹では、1984年の「国連女子差別撤廃条約」の批准や、1995年の北京女性会議などの国際社会における取組を契機とし、基本法や研究機関の設置が進められてきた。さらに、1998年の金大中(キム・デジュン)政権発足により、韓国における女性政策は、飛躍的な発展を遂げた。民主化の促進において、市民活動と親和的な政策を推進する大統領によって、女性団体の活動もさらに活発化し、大統領の強いリーダーシップの元に、女性政策が推し進められた。2001年には、女性政策及び男女差別の防止に関する政策立案・調整を行う政府機関として、女性部(英訳ではジェンダー平等部)が発足している。女性の政治参画を促進するための主な取組としては、「比例代表候補割当制(候補者の50%クォータ)」が導入されており、国・地方において、女性議員割合の増加に効果を上げている。

- 1. 政策・方針決定過程への女性の参画に関する推進組織・基本法制等
- (1)男女平等に関する基本法制

根拠法律

・ 「大韓民国憲法」(1948年7月制定・1987年10月改正)

法の下における男女平等を保障し、第 11 条 1 項にて「すべての国民は、法の前に平等である。何人も性別、宗教又は社会的身分により、政治的、経済的、社会的、文化的生活のすべての領域において差別を受けない。」と規定する。また、第 32 条 4 項にて、雇用、賃金及び勤労条件における女性の差別の禁止、36 条 2 項にて国が母性の保護に努めることが定められている。

· 「女性発展基本法」(1995年12月制定・2007年10月改正)

1995 年の北京女性会議を契機に制定された韓国における女性政策の基本法である。政治、経済、社会、文化のすべての領域において、男女平等の理念を浸透させ、国家と社会の発展に資することを目的とする。「第1章:総則」「第2章:女性政策基本計画等」「第3章:女性政策の基本」「第4章:女性発展基金」「第5章:女性団体の支援」「第6章:補則」の全6章36か条から成る。韓国の女性政策は、同法が定めた規定に従って女性家族部の長官が5年毎に策定する「女性政策基本計画」に基づいて進められる。政治分野におけるクォータ制導入は同法律の第15条を根拠としている。第15条では、国

¹²¹ 人口:約4,846万人(2007年人口推計値、Korean Statistical Information Service);国土面積:約10.0平方キロメートル(Dynamic Korea: http://korea.or.jp/)

および地方自治体に対し、各種の委員会などの政策決定過程に女性の参加を拡大する努力義務が規定されている。また、2002 年 12 月の改正では、第 6 条において、国および地方自治体に対し、女性の参加が著しく不振な分野における「暫定的優遇措置」が強化され、「積極的措置」の法的根拠が与えられた。韓国政府はこれを元に「女性公務員採用目標性」を導入した。

政治分野に関する法律・規則

・ 「公職選挙法および選挙不正防止法」(1994年3月制定/2007年12月改正) 全国区の比例候補の一定割合を女性に割当てる比例代表候補割当制の根拠法である。 2005年6月の改正にて、国会議員選挙、市道議会選挙、基礎自治体(自治区・市・郡等) 議会選挙における比例代表性およびクォータ制が規定される。各議会選挙においては、 交互名簿方式を採用し、比例代表名簿に候補者を記載する際は、女性候補者の名前を奇 数順位に記載し、推薦される男女の比率を50%にすることが義務付けられた(第47条)。

これに違反する名簿は無効とされることが第52条にて、定められている。

・ 「政治資金に関する法律(通称:政治資金法)」(1965年2月制定/2005年8月改正) 各政党に支給される国庫補助金の10%を女性の政治力向上にあてることを義務付ける (第17条2項)。2005年の改正では、女性候補者を5%以上推薦した政党に対し、特定 の比率に基づいた女性推薦補助金が支給されることが定められたほか、補助金を女性候 補者の選挙経費として使用することが新たに規定された。

公務部門に関する法律・規則

· 「男女雇用平等法」(1987年12月制定/2007年4月改正)

憲法の平等理念に基づき、雇用における男女の平等な機会と待遇を保障する。「第 1章:総則」「第 2章:雇用における男女の平等な機会保障及び待遇等」「第 3章:母性保護及び職場と家庭生活の両立支援」「第 4章:紛争の予防と調停」「第 5章:補則」「第 6章:罰則」の全 6章 39 か条から成る。国および地方自治体を含めた、労働者を使用する全ての組織に適用され(第 3 条)、違反があった際には罰則が課される。差別の定義は「事業者が労働者に対し、性別、婚姻、家族上の地位、妊娠又は出産等の事由により、合理的な理由なく採用又は労働の条件を異にすること」とされ、間接差別の概念が導入されている。(なお、2005 年には、『労働基準法』『雇用保険法』と合わせて、母性保護負担の社会化を目的とした部分改正が行われた。)

「教育公務員法」(1953年4月制定/2007年8月改正)

2003 年の改正にて、国立大学における女性教員(教授、助教授、専任講師)の任用拡大を目的とした積極的措置の法的根拠が置かれている。第 5 条によって、大学の人事委員会に一定割合の女性委員を含めるクォータ制度が導入されたほか、第 11 条 4 項において、国、地方自治体ならびに大学長に対する実行責任が定められている。

民間部門に関する法律・規則

- · 「男女雇用平等法」(1987年12月制定/2007年4月改正) 再掲
- ・ 「女性企業支援に関する法律(通称・女性企業支援法)」(1999年2月制定/2007年4月改正)

女性が所有もしくは経営する企業の活動および女性による起業を支援し、女性の経済活動を高めることを目的とする。国および地方自治体に対する努力義務が第3条にて定められており、該当する企業活動および起業に対して、資金、人材、情報、技術、販路等を含む総合的な支援と平等な事業機会を保障するよう規定されている。2005年の改正では、男性が経営する企業において最高意思決定にかかわる女性についても支援対象として含まれるよう、変更が加えられた。

· 「女性科学技術人材育成及び支援に関する法律(通称・女性科学技術人材法)」(2002年 12月制定 / 2006年 10月改正)

科学技術分野において、女性を積極的に採用し、理工離れによる国際競争力の低下を防ぐことを目的とし、科学技術基本法第 24 条で定められている女性科学技術者への支援を強化する法律である。政府による基本計画の策定(第 4 条)、関係中央行政機関の長及び市・道知事による年度別施行計画の策定(第 5 条)が義務付けられ、国家及び地方自治体(特別市・広域市・道)による女性科学技術者支援センターの設置(第 14 条)を可能とした。女子学生への優遇や既婚の女性科学技術者に対する両立支援策が定められたほか、積極的措置として、国家及び地方自治体に対し、暫定的に女性科学技術者の数が少ない科学技術分野への採用目標比率及び職級別昇進目標比率を一定水準で設定することを認めた(第 11 条 1 項)。

なお、韓国では 1999 年に制定された男女差別禁止法(正式名称:男女差別禁止及び救済に関する法律)が存在したが、2005 年 3 月、同法律廃止案の可決により、廃止される。同法律廃止案の提案により、規定内容は他の法律に統合される。男女差別救済の機能は 2001年に独立機関として設立された国家人権委員会に移管され、セクシュアル・ハラスメントの予防等の規定については、女性発展基本法に統合された。

(2)国内本部機構

設立の経緯

韓国における現在の国内本部機構は 2005 年 6 月に発足した女性家族部 (Ministry of Gender Equality and Family: MOGEF 英訳はジェンダー平等・家族部)であり、女性関連政策に関する包括的な権限が与えられている。

韓国では、1984年の「国連女子差別撤廃条約」の批准に先立ち、1983年に「韓国女性開発院」および「女性政策審議会」が設立¹²²される。その後、1988年には、全斗煥(チョン・ドゥファン)政権の発足とともに最初の女性政策担当行政機構となった政務第二長官室が、設立される。ただし、権限が限られていたことから、女性政策の推進を目的として、1995年には大統領政策諮問機関である世界化推進委員会内に「女性政策小委員会」が設立¹²³されている。1998年に金大中(キム・デジュン)政権が発足すると、大統領直属の機関として、女性政策を包括的に調整する権限を与えられた「女性特別委員会」が設置される。これは、金元大統領夫人が女性運動家であったことが影響し、金元大統領が強いリーダーシップを取ったことが背景要因として挙げられる¹²⁴。

2001 年には、女性政策及び男女差別の防止に関する政策立案・調整を行う政府機関として、女性部(英訳ではジェンダー平等部)が発足する。初代長官には、韓国女性団体連合の共同代表を務め、2000 年に政界入りした韓明淑(ハン・ミョンスク)が就任した。2004年には盧大統領政権の下で、保育部門が保健福祉部に移管されるが、2005年の女性家族部の誕生とともに、再び権限が戻されている。この再編により、職員数は2001年の女性省発足当時の102名から70%以上増え、176名となった125。現在の女性家族部は、女性関連政策を包括的に俯瞰する役割を負っており、長官は学者出身の張夏真(チャン・ハジン)が務める。

-

 $^{^{122}}$ 梁京姫「韓国のける女性政策の展開 - 女性をめぐる問題解決からジェンダー政策へ」『経済学雑誌』大阪市立大学経済学会,第 105 巻第 3 号, 2004.12, 93 頁参照

白井京「韓国の女性関連法制 男女平等の実現に向けて 」『外国の立法』国立国会図書館調査及び立法 考査局 / 国立国会図書館調査及び立法考査局 編,226号,2005.11,105 頁参照

¹²³ 梁京姫・前掲書, 2004.12, 154 頁参照

¹²⁴ 白井京・前掲書, 2005.11, 105 頁参照

山本健太郎「【短報:韓国における女性の政治参加」『レファレンス』国立国会図書館調査及び立法考査局、2005 年 4 月号、86 頁参照

¹²⁵ 女性家族部ウェブサイト「女性家族部の歴史」http://www.mogef.go.kr/htmleng/sub01/sub01_31.jsp参照

白井・前掲書, 2005.11, 105 頁参照

図表 4-1 韓国における国内本部機構(時系列)

年	機構名	大統領名・所属政党
1988 ~	政務第二長官室	盧泰愚・
1998		民主正義党 (1988-1990)
		民主自由党 (現ハンナラ党)
		(1990-1993)
		金泳三・
		民主自由党 (現ハンナラ党)
		(1993-1996)
		新韓国党 (1996-1998)
1998 ~	女性問題大統領委員会	金大中・新千年民主党(1998-2003)
2001		
2001 ~	女性部	
2005		盧武鉉・
2005 ~	女性家族部	新千年民主党 (2003-2004)
現在		開かれたウリ党 (2004-2008)

(出所)女性家族部ウェブサイト(http://www.mogef.go.kr/: 2008.27クセス)、内閣府『男女共同参画諸外国制度等調査研究報告書』(平成15年版)を元に作成

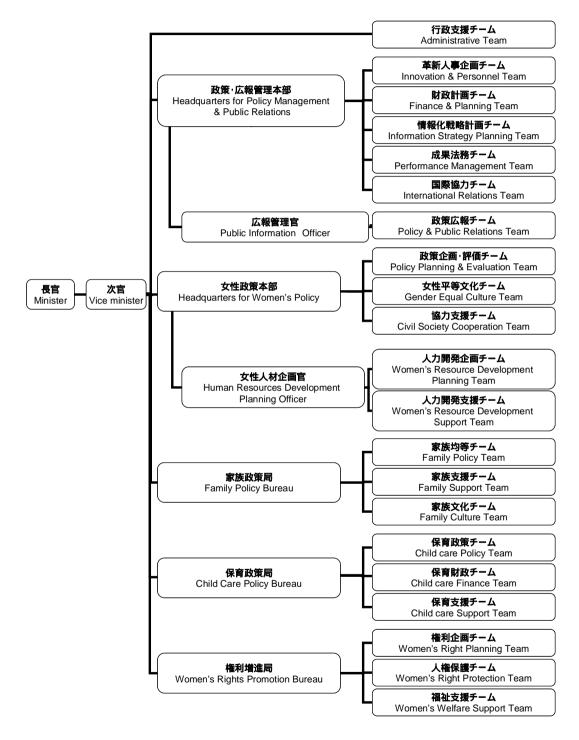
管轄・所掌範囲

家族女性部は「家族と社会における男女の平等」をビジョンとして掲げ、機関目的として、下記の4点を挙げている。

- 女性関連政策の立案及び実施
- ・ 女性の権利の促進による、女性の地位向上
- 家族政策の成立、調整、支援
- ・ 児童ケア政策の立案、実施

具体的には、下記の組織機能を持つ。特に近年では女性の雇用政策が重点課題となっており、社会分野における女性の雇用及び零細企業における女性の雇用の促進が重要実施課題として挙げられている。省庁横断的には、政府機関におけるジェンダーの主流化及びジェンダー予算(GAD)の執行管理・評価を行っている。

- 女性政策の立案及び統合
- ・ 政府政策の女性への影響の評価及び分析
- ・ 女性の人材育成
- 女性の社会参画の拡大
- 家族政策の取りまとめ
- ・ 乳児及び児童のケアの立案及び実施
- · DV、セクハラの防止及び被害者の保護
- ・ 女性市民団体・国際機関との連携の醸成
- 省庁横断的な家族政策の立案・調整・支援



図表 4-2 女性家族部組織図

(出所)女性家族部ウェブサイト (http://www.mogef.go.kr/htmleng/sub01/sub01_42.jsp: 2008.2アクセス)を元に作成

図表 4-3 韓国における国内本部機構(時系列)

年	機構名	与党・大統領名
1988 ~ 1998	政治部(政務第二長官室)	民主正義党・盧泰愚(1988-1993)
		民主自由党→新韓国党・金泳三
		(1993-1998)
1998 ~ 2001	女性問題大統領委員会	新政治国民会議・金大中 (1998-2003)
2001 ~ 2005	女性部	
		大統合民主新党・盧武鉉(2003-2008)
2005~現在	女性家族部	

(出所)女性家族部ウェブサイト(http://www.mogef.go.kr/: 2008.02**ア**クセス)、内閣府『男女共同参画諸外国制度等調査研究報告書』(平成15年版)を元に作成

(3)その他推進組織

国会の委員会

· 女性家族委員会

17 ある常任委員会の一つである。女性の人権、女性発展基本法、配偶者からの暴力 防止及び被害者保護等に関する法律、子どもの保育法、健康家庭基本法などに関わっ ている。女性家族委員会は、法案の調査報告書を出し、法案の改正などの会議運営支 援を行う。韓国の委員会は、議員から成る委員会と調査室を兼ね備えた組織であり、 女性家族委員会には、議員が16名、スタッフとして、主席専門官、専門官、立法審 議官、立法調査官が所属している。女性家族委員会は、政治関連法には関与せず、法 案審議に関わる。

女性団体

韓国では学生運動が活発だった 1980 年代に大学を出た女性が、市民団体・女性団体に おいて活発に活動しており、「女性界」と称されるほどの政治勢力を持っている¹²⁶。ク ォータ制導入については、女性団体が 1980 年代半ばから主張してきた¹²⁷こともあり、 韓 国において、女性関連法の整備が進んだ背景には、これらの団体の影響も挙げられる。

韓国女性団体連合

女性団体間の組織的連帯を成し遂げていきながら、社会の民主化と自主化、女性の解 放を勝ち取ることを目的として、1986年に発足。「女連」と呼ばれており、出身者 には国会議員や公務員の管理職になった者も少なくない。女性部の初代、2代目の長

¹²⁶ 白井京・前掲書, 2005. 11, 127 頁,

梁京姫•前掲書, 2004.12, 94 頁

¹²⁷ 山本健太郎・前掲書, 2005.4, 85 頁

官も輩出しており、女性指導者の育成及び女性関連政策の進展に大きく貢献した。 2007 年には南北首脳会談に南側女性代表団長として、連合の代表が任命されている¹²⁸。

その他

· 総選挙女性連帯

5つの団体(女性政治勢力民主連帯、韓国女性団体連合、韓国女性団体協議会、韓国女性有権者連盟、韓国政治研究所)と19の運営委員会団体(国際女性総連盟韓国本会、大韓看護協会など)が核となり、2003年8月に結成される。韓国全土から計321団体が参加する。2004年の総選挙において、後述の「きれいな政治女性ネットワーク」とともに女性議員の増加を求める活発な活動を展開した。具体的には、政治関係法の改正論議の中で、「政治改革と女性政治参加拡大のための制度改善提案書」を発表し、国会議員選挙において、比例代表候補者の50%を女性とすることなどを提案した。提案の多くが、政治関係法の改正に反映されている。

・ 清い政治・女性ネットワーク

2003 年 11 月に、各方面で活躍している 78 名の委員が発起人となり、2004 年の総選挙に向けて発足された。女性の政治参画の促進および透明性の高い政治を実現することを目的とする。「女性を 100 人国会に送るキャンペーン」を展開し、102 名の新人の女性候補者名簿を発表して、彼女たちを比例代表候補者にするよう各党に対し働きかけた。そのうち、選挙区で 15 名、比例代表で 31 名の計 46 名が候補者となり、21 名が当選した129。

2. 政治分野への女性の参画

(1)政治分野への女性の参画の実態

玉

韓国の GEM (Gender Empowerment Measure)は、93 か国中 54 位 (2007/8 年)と低い状況にある。下図のように、GEM ランクの上位国と比較すると、国会議員や閣僚クラスの女性比率がかなり低い。日本とは近い水準あるが、比較すると、国会議員比率では、韓国の方が高いが、閣僚クラスになると日本の方が高い。

¹²⁸ 韓国女性団体連合ウェブサイト (http://www.women21.or.kr)、山下英愛「韓国における女性運動の現状と課題」『東西南北』和光大学総合文化研究所年報 2007, 32-33 頁参照

¹²⁹ 清い政治・女性ネットワークウェブサイト(http://www.womanpower2004.net) 山本健太郎・前掲書, 2005.4, 88 頁参照